

# 福岡県公報

平成二十九年二月二十四日  
第三千八百七十号  
増刊 ①

## 目次

### 規則(第五号)

○福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則 (保健衛生課) ……………一

### 選挙管理委員会

○政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………八

○政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………八

○政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………九

○資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………九

○資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………九

○資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………一〇

## 規則

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年二月二十四日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五号

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例(平成二十八年福岡県条例第三十九号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(自主回収の報告)

**第三条** 条例第十七条第一項の規定による報告は、自主回収着手報告書(様式第一号)により行うものとする。

**2** 条例第十七条第一項第二号の規則で定める食品等は、次に掲げるものとする。

一 食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第三条第一項、第十九条又は第三十二条第一項の規定による消費期限又は賞味期限について、これらの規定により表示すべき期限よりも後の年月日を表示したもの

二 食品表示基準第三条第一項、第十九条又は第三十二条第一項に定める保存の方法の表示の基準に従った表示がされていないもの

三 食品表示基準第三条第二項、第十九条又は第三十二条第二項に定める特定原材料の表示の基準に従った表示がされていないもの

**3** 条例第十七条第一項第三号の規則で定める食品等は、同一のロットを形成する食品等の中から、次に掲げる状態にあるものが相当数認められるものとする。

一 衛生管理が不適切であったため、人の健康を損なうおそれがある微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは付着したものの又はその疑いがあるもの

二 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがあるもの

三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十四条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置が執られている場合において、当該命令の対象となっていないものの、当該命令の対象となった食品等と同種又は類似のものであって、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

**4** 条例第十七条第五項の規定による報告は、自主回収終了報告書(様式第二号)により行うものとする。

(施策の提案)

**第四条** 条例第十八条第一項の規定による提案は、食品の安全・安心の確保に関する施策提案書(様式第三号)により行うものとする。

(委員会の組織等)

**第五条** 条例第二十一条に規定する福岡県食品安全・安心委員会(以下「委員会」という。)は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

一 消費者

二 食品関連事業者

三 学識経験者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員会の会長)

**第六条** 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

**第七条** 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

**第八条** 委員会の庶務は、保健医療介護部保健衛生課において処理する。

(補則)

**第九条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

自主回収着手報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

（製造・輸入・加工・販売）した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、  
福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例第 17 条第 1 項の規定により報告します。

記

回収する食品等の名称及び 商品名	
回収する食品等を特定する 情報  （形態、容量、消費期限、 賞味期限、製造番号、表示 事項等）  ※ 製品の表示事項、写真 があれば添付してくださ い。	
食品等の出荷（販売）年月 日、出荷先（販売者）及び その数量  ※ 多数ある場合は、別紙 のリストを添付してくだ さい。	
回収を開始した年月日	年 月 日

製造等が行われた事業所の 名称及び所在地	
回収の理由	<p>1 食品衛生法に違反するもの (違反内容: )</p> <p>2 食品表示法に違反するもの (違反内容: )</p> <p>3 その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (1) 衛生管理の不備による異常  (2) 健康上の被害が生じているもの  (3) 行政処分を受けた場合であって、処分対象品と同様の違反が疑われるもの</p> <p>4 その他 具体的に [ ]</p>
回収に至った原因	
<p>※ 原因の究明に至っていない場合は、その旨を記入してください。</p> <p>回収の方法等</p> <p>(回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等)</p> <p>※ 社告、ホームページへの掲載等を行う場合は、その内容を添付してください。</p>	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者 氏名	
備 考	

様式第 2 号（第 3 条第 4 項関係）

自主回収終了報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

年 月 日に報告した、下記の食品等の自主的な回収については、終了したので、  
福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例第 17 条第 5 項の規定により報告します。

記

回収された食品等の名称 及び商品名	
回収終了年月日	年 月 日
回収された食品等の数量  ※ 複数のロットがある 場合は、ロットごとの 数量を記入してくださ い。	

<p>回収に至った原因</p> <p>※ 自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。</p>	
<p>再発防止のために講じられた措置</p>	
<p>回収された食品等の保管場所</p>	
<p>処分等の方法</p>	
<p>処分等を行う予定時期</p>	
<p>担当者所属部署及び担当者名</p>	

様式第 3 号（第 4 条関係）

## 食品の安全・安心の確保に関する施策提案書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

連絡先電話番号（ ） —

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名）

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり提案します。

記

提 案 の 種 類	<input type="checkbox"/> 施策の策定 <input type="checkbox"/> 施策の改善又は廃止 <input type="checkbox"/> その他の見直し
提 案 の 内 容	
提 案 の 理 由 (提案の端緒となつた事案等)	
提案が施策に反映されることにより期待される効果	

備考

- 「提案の種類」の区分の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 施策の提案に当たって、参考資料があれば添付してください。
- この提案書は、食品の安全・安心の確保に関する施策に係る制度の新設、改廃等を対象とするものであり、個別の事案に対して個別の対応を求めることは対象となりませんので注意してください。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の氏名	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	届出年月日
案浦かねとし後援会	案浦 兼敏	八尋 由隆	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿一	二八、一一、五 一一三
亀田安夫後援会	亀田 安夫	亀田 道彦	福岡県田川郡香春町大字香春二	二八、一一、一五 一三七
北九州政治経済研究所	増田 憲亮	伏谷 拓人	福岡県北九州市小倉北区東篠崎	二八、一一、一三 一一二一三
北九州の風	大瀬 博巳	古家 一樹	福岡県北九州市門司区大字田野	二八、一一、二二 浦一〇三四一八（有）大瀬運送 内
福岡県商工政治連盟 太宰府支部	佐伯 隆幸	古杉 昂一	福岡県太宰府市観世音寺一	二八、一一、七 一
ふじかわ厚子後援会	富士川厚子	富士川正裕	福岡県北九州市小倉北区上富野	二八、一一、二 三一六一二七
宮原貢後援会	宮原 貢	宮原 美保	福岡県田川郡香春町中津原二六	二八、一一、一九 三〇一三

福岡県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新 の氏名	旧 の氏名	異動年月日
自由民主党 福岡県衆議院支部	鳩山 二郎	政治団体の名称	自由民主党福岡県 衆議院支部	自由民主党福岡県 第六選挙区支部	二八、一一、二二
自由民主党 中間支部	藤木 智	代表者の氏名	藤木 智	中野 勝寛	二八、一一、五
民進党北九州市若松区支部	野村まゆみ	主たる事務所 の所在地	福岡県北九州市若 松区本町三一	福岡県北九州市若 松区和町一五一	二八、一一、二九 一一一四〇六 三五ポートサイド A一〇一
民進党福岡 県第3区総支部	山内 康一	会計責任者の 氏名	青木 力	竹内 美貴	二八、一一、一
民進党福岡 県第2区総支部	稲富 修二	会計責任者の 氏名	稲富由紀子	大村 友起	二八、一一、一
政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新 の氏名	旧 の氏名	異動年月日
井上秀作後援会	井上 秀作	主たる事務所 の所在地	福岡県北九州市 小倉南区徳力四	福岡県北九州市 小倉南区山手二	二八、一一、一四 一三〇一八一二 一一二一五 〇一号



北九州の未来 三原 朝利 主たる事務所 福岡県北九州市 二八、一二、六  
 をつくる会 若松区本町三一 八幡西区千代ヶ  
 一八一八 崎一三二一五

会計責任者の氏名 尾方 陸朗 仲 嘉久  
 一階

久留米三井薬 満安 徹也 代表者の氏名 満安 徹也 二八、四、二七  
 剤師連盟 福元 哉史 満安 徹也

讚井さちこと 讚井早智子 政治団体の名 讚井さちこと、さぬいさちこと 二八、一二、一四  
 市民と政治をつなぐ会 市民と政治をつなぐ会 市民と政治をつなぐ会

田川商工同志 谷口 金蔵 代表者の氏名 谷口 金蔵 佐渡 文夫 二八、一一、二六  
 会

博多織振興連 寺嶋 貞夫 主たる事務所 福岡県福岡市博多区博多駅前一 二八、八、八  
 盟 多区奈良屋町五 丁目一四一二 博多織会館三F

福岡県商工政 鶴野 宏之 主たる事務所 福岡県三井郡大 二八、五、二九  
 治連盟大刀洗 刀洗町大字富多 刀洗町大字山隈  
 町支部 八一九 一七三八二七 代表者の氏名 鶴野 宏之 高松 耕作

福岡県農政連 吉村 克之 会計責任者の氏名 原田 正成 大庭 和年 二八、五、一四  
 糸島支部

**福岡県選挙管理委員会告示第二十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

愛と平和の党 佐竹 敏昭 二八、一二、二七  
 明日の太宰府を考える会 芦刈 茂 二七、一二、三一

太田武文後援会 太田 武文 二八、一、一  
 税理士による大久保勉後援会 吉田 茂樹 二八、一二、二〇

竹内ひびき後援会 竹内今日生 二八、一二、二三  
 田中純後援会 藤木 巧一 二八、一一、一一

福岡県商工政治連盟太宰府支部 有岡 善雄 一四、六、七

**福岡県選挙管理委員会告示第三十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出を 公職の種類 資金管理団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日  
 した者（代表者）の氏名 名称

案浦 兼敏 柏屋町議会 案浦かねとし後 福岡県糟屋郡柏屋町大字酒殿二二二 二八、一二、五  
 議員 援会 三

亀田 安夫 香春町議会 亀田安夫後援会 福岡県田川郡香春町大字香春二二三 二八、一二、一二  
 議員 七

富士川厚子 北九州市議 ふじかわ厚子後 福岡県北九州市小倉北区上富野三一 二八、一〇、二五  
 会議員 援会 一六一二七

**福岡県選挙管理委員会告示第三十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ

る資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
井上 秀作	井上秀作後援会	主たる事務所 の所在地	福岡県北九州市 小倉南区徳力四 一三〇―八―二 〇一号	福岡県北九州市 小倉南区山手二 一―二―五	二八、一一、一四
讚井早智子	讚井さちこと 市民と政治を つなぐ会	政治団体の名 称	讚井さちこと 市民と政治を つなぐ会	さぬいさちこと 市民と政治を つなぐ会	二八、一一、一四
三原 朝利	北九州の未来を つくる会	主たる事務所 の所在地	福岡県北九州市 若松区本町三一 一―一八	福岡県北九州市 八幡西区千代ヶ 崎一―三―五 一階	二八、一一、六
		公職の種類	北九州市議会議 員	指定市長北九州	二八、一一、七

福岡県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
竹内今日生	竹内ひびき後援会		二八、一一、二三